

## ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 2020 作品応募規約

### 【本映画祭の概要と目的】

ゆうばり国際ファンタスティック映画祭(以下ゆうばりファンタと称す)は、北海道夕張市において開催され、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭実行委員会(以下実行委員会と称す)によって組織、運営されるものである。1990年に始まり今回の開催で30回目の開催となる。この映画祭はSF、ホラー、ファンタジー、アドベンチャー、アクション、サスペンス等、イマジネーションとエンタテインメント性豊かなファンタスティック映画を対象としたものである。

ゆうばりファンタの目的は、まだ見ぬ新しい才能の発見・育成や、映画による世界各国間の文化交流・相互理解の促進を通じて、市民、映画人、観客の三者のコミュニケーションによる出会いの場を提供することで、日本国内のみならず広く世界各国におけるエンタテインメント映画の質の向上に寄与することを目指す。

### 第1条 開催日程

2020年8月28日～9月1日

### 第2条 募集部門

- (1)ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション部門：長編・中編・短編を問わず作品を上映し、審査員が期間中に鑑賞し賞を選定、グランプリには次回作支援金が授与される。
- (2)インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション部門：短編の作品を上映、審査員が期間中に鑑賞し賞を選定、グランプリ及び優秀芸術賞には次回作支援金が授与される。
- (3)その他、企画・協賛部門：独自企画の部門で、作品の内容やテーマを考慮して作品を選定する。

### 第3条 応募条件

- (1) 2018年1月1日以降に完成した作品であること。上映時間は問わない。ゆうばりファンタ2020以前の他映画祭などでの発表・未発表は問わないが、未発表が望ましい。
- (2) 出品応募者のプロ・アマは問わない。
- (3) 実写ドラマ、アニメーション、ドキュメンタリー等、ジャンルは問わないが、イマジネーション豊かなファンタスティック作品であることが望ましい。
- (4) ゆうばりファンタ2020期間中、監督が映画祭に参加可能であることが望ましい。
- (5) 作品の長さ
  - ◆ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション部門～長さの規定無し。
  - ◆インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション部門～40分以下の作品であること。
  - ◆その他の部門～長さの規定無し。
- (6) 応募者が応募作品の著作権を有していること。もしくは権利を代行できる立場であること。選考通過後に応募者が応募作品の著作権を有していないこと、もしくは権利を代行できないことが発覚した場

合、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すことがある。

(7) 応募作品に既成の映像や音楽を使用する際、また原作(小説・漫画・舞台など)を使用している際は、必ず著作権者の許諾を得てから応募すること。選考通過後に著作権の未許諾が発覚した場合、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すこともある。

※応募部門が不明な場合は、応募フォームの部門すべてにチェックを入れて応募すること。

#### 第4条 参加申込

公式ホームページ(<https://yubarifanta.jp>)よりオンライン・エントリー・フォームに、必要な項目を記載し、後日実行委員会が指定するオンライン決済にて審査・事務手数料(3,300円)を納付すること。全ての項目を確認後、受理とする。また、内容に不備があった場合、実行委員会の判断によって不受理とする場合がある。その場合、決済後の審査料は返却しない。

##### <注意事項>

(1) 応募作品本編を収録した審査用動画ファイルは Vimeo、YouTube の限定公開などの動画共有サービスを利用して視聴可能にし、その URL 及びパスワードをエントリーフォームに記載すること。原則、視聴可能期間の指定はしないこと。

(2) 応募作品の内容と監督のこれまでの創作活動に関する経歴などをまとめた PR 資料を記載すること。もしくは実行委員会が指定するメールアドレスに資料を送付すること。資料の書式は自由とするが、添付する場合は docx,txt,pdf ファイルとする。応募フォームに記載した場合、ファイルは不要。

(3) 1作品につき 3,300 円の審査・事務手数料で複数部門の応募が可能。

#### 第5条 募集期間

2019年12月25日(金)～2020年4月24日(金)

#### 第6条 上映作品の選考

ゆうばりファンタで公式上映される作品は、実行委員会が指名する作品選定委員会が決定する。選考結果は、2020年6月下旬を目処に、Eメールにて応募者に通知されるものとする。選考作品の出品者は、所定の上映許可書を実行委員会に提出する。

#### 第7条 権利侵害

入選作品の製作・宣伝・上映の過程において、基本的人権を含む全ての権利侵害・ハラスメントや違法行為があったと認められる場合、もしくはそのおそれがある場合は、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すことがある。

#### 第8条 審査員会

審査員会は、実行委員会が部門ごとに招聘する国内外の見識者によって構成される。

## 第9条 表彰

審査委員会は、審議によって以下の賞を授与する。

### (1) ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション部門

グランプリ：賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 50 万円

審査員特別賞：賞状 トロフィー 副賞

北海道知事賞：賞状 副賞

シネガーアワード(批評家・興行賞)：賞状 副賞

### (2) インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション部門

グランプリ：賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 30 万円 (予定)

優秀芸術賞 (3 作品)：賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 20 万円 (予定)

### (3) ファンタランド大賞(観客賞) ※すべての上映作品を対象

グランプリ：賞状 トロフィー

イベント賞：賞状 トロフィー

市民賞：賞状 トロフィー

人物賞：賞状 トロフィー

## 第10条 招待

実行委員会は、コンペティション部門に選出された作品の監督 1 名のゆうばりファンタ 2020 開催期間中の宿泊費相当費用を負担する。なお、宿泊費相当費用は実行委員会が規定する。

## 第11条 本編映像使用

入選作品の本編全編は、映画祭期間中、実行委員会が企画する上映・イベントにおいて無償での使用を許諾する。映画祭終了後は別途協議とする。

## 第12条 上映が決定した場合に提出する素材

上映が決定した作品の出品者は、以下の素材を準備すること。

(1) 作品のメインカット・スチール数点、監督写真

(2) 予告編・抜きの素材(TV、ネットなどのパブリシティ用)MP4 又は MOV ファイル

(3) ポスターデータ ※コンペティション部門は B2 サイズの PDF, AI, JPEG 形式のデータ

(4) コピーライト表示

(5) その他必要事項

◆非日本語映画は、字幕製作用に以下も必須

(6) 原語台本、英語字幕台本、スポッティング・リスト

(7) 英語字幕入本編ファイル (MP4 もしくは MOV ファイル)

## 第13条 上映用素材、及び字幕

上映決定作品の出品者は、英語字幕付オリジナル言語版のデジタル素材を、ゆうばりファンタ事務局指定の住所に、2020年7月31日までに到着するよう送付すること。オンライン・ストレージ・サービスを使用しての送付も可能とする。動画ファイルの場合は全ての参加作品は、オリジナル原語版で且つ英語字幕および日本語字幕付の素材で公式上映される。但し、原語が英語の場合は日本語字幕のみ、日本語の場合は英語字幕のみの字幕上映となる。

#### 第14条 上映決定時了承事項

選定された作品の出品者は、以下を了承したとみなされる。

- (1) 上映許可書の提出後、上映の取り消しは認められないこと。
- (2) 出品合意後に新たに登場した第三者(例:日本の配給会社)が、ゆうばりファンタ 2020 への出品の合意を覆すことのないように配慮すること。
- (3) 上映スケジュールは実行委員会が決定する。
- (4) 上映時はオリジナルの上映素材フォーマットを別のものに変更することがある。

#### 第15条 効力

本規約は日本語版がすべてに優先し効力を発する。また規約が改められ、追加もしくは除外項目がある場合は、原則として新たなものが優先し効力を発する。

#### 第16条 了承事項

ゆうばりファンタの応募者はすべて、本規約を了承したものとする。本規約に規定されない事項及び何らかの疑義が生じた場合は、実行委員会が裁定する。

#### 作品出品に関する問い合わせ先

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西7丁目鈴木興産ビル601 (株)MACH内 ゆうばり国際ファンタスティック映画祭事務局・作品担当

E-Mail [entry@yubarifanta.jp](mailto:entry@yubarifanta.jp)